



おおず 農業委員会だより

発行者

大洲市農業委員会

〒795-8601 大洲市大洲 690-1 TEL:0893-24-2111

第24号

～農地利用の最適化を目指して～



出海地区のみかん畑からの眺望 永沼 寛 委員 撮影

《今号の主な内容》

すみません、農業委員会ってなんですか？	……………2～3ページ
委員ってどんな人？ インタビューしてみました	……………4ページ
女性委員たちの活動 / 農業者年金 / 全国農業新聞	……………5ページ
相続登記が義務化！ あなたは大丈夫ですか？	……………6ページ
ただいま農地パトロール中です	……………7ページ
大洲市賃借料情報/「のうぎょう川柳」結果発表!!	……………8ページ

定例総会は毎月5日、申請は前月15日まで！

農地法や農業経営基盤強化促進法等に関する許可等を受けようとする月の
前月の15日までに申請を行ってください。（土日祝の場合は次の開庁日）





すみません、農業委員会ってなんですか？



お答えします。

いろいろと役割はありますが、

おもに農地法上の案件を審議するところです。

農地法に関することの処理が農業委員会の基本的な役割です。農地の売り買い、貸し借り、宅地化などを39名の委員で一件ずつ許可するかどうかなど審議します。



いったい農地法とは、どんな法律なのでしょうか。
農業委員会の役割とあわせて、はじめの部分を見てみましょう。

第1条

農地法は昭和27年（1952年）に制定されました。その第1条では、この法律により耕作者の地位を安定させ、国内の農業生産を増やすことで「日本国内の食料の安定供給をつくること」が目的であると掲げています。あわせて、この目的を達成するために農地法で行うことを次のように述べています。

- ① 農地は将来にわたって国民と地域にとっての資源であるため、農地でない土地に変更することを規制する。
- ② 周辺との調和に配慮した農地となるよう、農地をきちんと耕作する者が権利を取得するよう措置を講ずる。

第2条

次に、第2条のなかで、農地について権利を有する者の責務を「農業上の適正かつ効率的な利用の確保」と定めています。つまり所有権や賃借権などといった権利を持っている人は、その農地が荒廃したり病害虫が発生したりしないようにすることはもちろん、農業のためにきちんと利用されているようにしなければなりません。

次のページからは、みなさんからも相談や申請の多い第3条から第5条までについて説明します。もともと、農地法は第69条まであり、さまざまなことを規定しています。なかには罰則を定めている条文もあります。

たとえば、次のページの第3条から第5条までの許可を得ずに該当することを行った場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科される可能性があります。また、偽って許可を得た場合なども同様です。（第64条）

第3条

は農地等の所有権、賃借権、使用貸借権などといった権利を設定したり移転したりするときは、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないことを定めています。

相続や時効取得など一部の事情によるときは許可を求めるのではなく、権利確定後に届け出るのみでよい場合もあります。

農業委員会へ申請 (第3・4・5条のいずれも)

※毎月15日までの申請で翌月審議

農業委員会の調査 (現地確認や耕作状況など)

農業委員会の審議

※毎月5日審議(前月15日までの申請)

許可

第3条の許可を受けた新たな権利者は耕作を始めてください。
必要に応じて登記を行ってください。

意見

第4・5条については県知事へ許可相当か否か意見を添えて送付します。

たとえば第3条の許可を求める申請のときは

- 許可申請書
- 許可申請書の別添資料
- 申請しようとする農地の位置図
- 上記の農地の登記簿謄本の写し
- 新たに農業を行う人にとっては新規営農計画書 ほか



大洲市HP

第4条

は農地を、農地でない土地に変更(転用という)しようとするときは県知事の許可を受けなければならないと定めており、このとき農業委員会を通して許可を求めること、農業委員会は県知事に対して意見を添えることとなっています。

県知事の許可

第4・5条の許可を受けたら転用や登記などを行ってください。

第5条

は、農地を農地でない土地へ変更することを目的として、農地の権利を設定したり移転したりしようとするときは県知事の許可を受けなければならないと定めています。

前年度(令和5年度)の農地法に関する申請に対する審議件数

農地法	3条	4条	5条	許可取消	許可申請取下
件数	60件	11件	22件	1件	1件
審議した延べ面積	8.76ha	1.70ha	2.46ha	0.27ha	0.05ha

農地法のほか農業委員会は次の法律に定められたことを審議する権限があります。

- 農業経営基盤強化促進法
- 土地改良法
- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律
- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

そのほかに農業委員会が行っている業務

- 遊休農地の減少・発生防止の一環として農地パトロールを行っています。詳しくは7ページをご覧ください。
- 大洲市役所別館1階にある農業委員会事務局では農地台帳を閲覧することができます。農地台帳は農地の権利の状況や耕作管理の状況などを整理しているものです。上記の申請を行う前に確認しておいてください。
- 耕作証明書の交付を行っています。そのほか各種証明(非農地証明など)についてはご相談ください。

委員ってどんな人？ インタビューしてみました



武田 隆宏(たけだ たかひろ)委員
昭和51年生まれ
若宮地区でイチゴ、トマトなど栽培中
農業委員は令和5年7月から

農業を営むに至った経緯は

祖父の代から農家で、親も農家です。はじめ自分は会社に勤めていましたが、そのときからたまに実家の農業を手伝っていて、やがて祖父が亡くなり、親も高齢になってきたので自分も農業を始めました。

ご家族の構成は

両親、妻、3人の子供と暮らしています。両親も農業を続けていて、僕の世帯とは農業経営を分けています。妻も農業に参加していますね。

作物はなんですか

イチゴ、トマト、キュウリです。

1日のスケジュールは

秋冬だと朝6時ぐらいから働きはじめます。スーパーなどへ出荷に行くと、そのあと畑に戻って収穫やハウスの管理をします。収穫したものは袋・パック詰めして、翌日すぐ出荷できるようにします。出荷は時間が決まっていますから。パック詰めは追われると夜遅くまでかかるときもありますね。

農業で大変なことは

夏場のハウスの農作業はめちゃくちゃ大変です。もう暑いからです(笑)。

農業でお金がかかることは

商品を詰めるパックといった資材などから何でも値段が上がってます！

農業でうれしいことは

これは、やっぱりいいものが収穫できたときです。おいしかったなど感想をいただくこともあってうれしいですね。

好きな季節は

春と秋です。でも、最近はどちらも短くなっている気がします(苦笑)。暑いので夏が一番嫌です。冬はハウスの保温に細心の注意を払う必要があります。ハウスにちょっとした隙間がないか、早めに閉め切って中の気温をどれだけ保つことができるかといったことに気を付けています。

趣味はありますか

バス釣りは好きですが、ここ最近は行けてないです。行く際は鹿野川湖とかに出かけることが多いです。

挑戦してみたいこと、やってみたいこと、興味のあることは(農業に限らず)

旅行に行きたいです。全然行けてないので。行き先は食べるもののおいしいところがいいですね。ビールも飲みながら旅行できたら申し分ないですが、農業をしているとまとまった休みは取れないんです。

農業委員の仕事はどうか

自分は、まだ1年半が経ったところで、いまは担当地区の案件もさほど多くありません。それでもほかの農家さんなどと連絡を取りながら情報を仕入れたりして、いろいろと勉強しています。

後継者のことを考えていますか。また、後継者はいますか

子どもがやってくれたらいいとは思いますが、周囲が言ってやらせることではないので。本人が農業をやりたいといえ、できるような環境にはしてほしいなとは考えています。いまは、ちょっと手伝ってくれたりすることがあります。

あなたにとって農業とは

いい意味で、仕事というより日常になってきたと思います。坂委員に負けず、自分も農業をやれるまでやろうと思っています。

これから農業をはじめの方へメッセージはありますか

農業は大変なので簡単に勧められないところはあります。もし自分の子どもが言い出したら、引き継いでほしいところもあるけど、よく話し合うことになると思います。ハウス栽培なら常にその管理に追われるので、かかりきりになります。お金をかけて自動化する方法もあるかもしれませんが、そういう場面では経営的判断が必要になります。



坂 幹幸(さか みきよし)委員
昭和36年生まれ
肱川地域で稲、栗など栽培中
農業委員は平成26年7月から

農業を営むに至った経緯は

親から農地を引き継いで農業しています。長男だったので自然と。小さい頃は農業に対して、とにかく大変なイメージを持っていました。いわゆる中山間地域で、昔は山を一つ二つ歩いて越えて農地へ通っていました。

ご家族の構成は

母と妻の3人暮らしです。妻と一緒に農業をやっています。

作物はなんですか

米を作っています。また、いまは栗を植え替えているところで、そちらはあまり収穫はありません。それから、しいたけの原木を頼まれて手伝っています。ただし、これも収穫は遠い先になると思います。

1日のスケジュールは

朝は大体5時に起きます。8時には田んぼにいて、季節によるけどその日のキリがいいところまで農作業。夕食は8時半ぐらいが多いですね。

農業で大変なことは

田んぼでは、害獣の駆除もあって見回りで夜の9時を回ることもあります。今年は電気柵を飛び越えられて全損。もうやめてやろうかと思いました(苦笑)。

農業でお金がかかることは

機械を動かす燃料代は、割とお金がかかりますね。雑草を刈ったりするのも機械を使うので。ガソリンスタンドで買ってくるんです。

農業でうれしいことは

やっぱり育てたものが順調に育って、いいものができたときはうれしいなと思いますよ。あと、人に差し上げたものが褒められることもあります。

好きな季節は

仕事も大変な時期なんですけど、過ごしやすいから秋が好きです。反対に、冬の霜被害には困っています。作物の色が変わったり成長が止まったりして品質が落ちてしまうんです。

趣味はありますか

続けているのはバドミントン。多いときは週二、三回やっていますよ！

挑戦してみたいこと、やってみたいこと、興味のあることは(農業に限らず)

一度、富士山に登頂してみたい。きっと林業の職業病で、富士山の樹木の成長具合を観察してしまうと思います(笑)。あとは山に適した作物を活かして6次的な産業を興してみたいなと思っています。

農業委員の仕事はどうか

やればやるほど難しいと感じますね。僕が最初に委員になったときは公選制でした。だから、昔も今もいい加減な仕事をするわけにはいきません。でも、責任だけでなくやりがいもあります。地元の方から相談を受けることもあって、近くの集落に住む農家さんのことは全員知っています。

後継者のことを考えていますか。また、後継者はいますか

私のところは絶えるのではないかと心配しています。農地が自然と山に帰っていくさまを想像してしまって。耕作してくれそうな人は見つかりません。これから農業はどのようになっていくと思いますか

肱川地域は限界集落も多く、10年後の耕作地はかなり減っていると思われます。政策によって国内産の農作物の需給率を上げてくれるといいですが、それでも山奥の路地での栽培は苦戦が続くかなと思います。

これから農業をはじめの方へメッセージはありますか

農業を好きではじめるならいいと思いますよ。一番大事なのは好きかどうか。続けられるかはそこにかかっていると思います。僕は農業と林業を兼業しています。農業は作物によっては間が空くものもあり、そのあいだに林業を営むんです。農業は、体が許さかぎりやりたいと思っています。

女性委員たちは、こんな活動をしています

【大洲・内子いきいきネットワーク】

女性農業者の活動のために情報収集や意見交換等を行っており、大洲市農業委員会では女性委員全員がこの会に参加しています。

令和6年12月には、上島町岩城島で農家レストランの視察を行いました。

地元の女性農業者によるレクチャーのもと特産品を使った調理を体験しながら、農村女性の苦労や工夫、独自の取り組みなどを学ぶことができました。

【女性委員数の状況】

大洲市の女性委員は6名で、農業委員会の全体に占める女性の割合(15.4%)は、愛媛県内の農業委員会で最も高いものとなっています。

地方の農業が多くの課題に直面しているなかで、女性の視点を活かした、きめ細かなニーズの把握やこれまでにない発想が生まれることを目指して今後も活動していきます。



いきいきネットワーク視察研修の様様(上島町にて)

農業者のための年金に加入して老後を安定・充実させませんか？

農業者年金は、加入者が保険料を積み立てておき、運用益とあわせて老後に年金として受け取ることができる制度です。

この年金制度は、若い世代が年配の世代を支えるのではなく、農業者が自身の将来のために積み立てるので少子高齢化時代にあっても安定しています。

死亡保証がある終身受け取れる年金となります。

【加入資格】

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方



大洲市HP

【保険料】

確定拠出型といって毎月積み立てる保険料を2万円から6万7000円の間で自由に決められます。加入後もいつでも保険料を見直すことができます。

一定の要件を満たせば1万円の保険料で加入できたり、保険料の補助を受けたりすることができます。

【年金の受け取り】

65歳に達してから、請求手続きを行って受け取ります。年金を受け取り始めるまでに積み立てた保険料と年金基金が保険料を運用して得た利益をあわせて年金支給額が決まります。

また、万一80歳までに死亡したとき、80歳までに受け取れる予定であった老齢年金額を遺族の方が受け取ることができます。(80歳までの死亡保証)

【その他】

農業者年金で積み立てた保険料は、その全額が社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の書類に記載することで所得税・住民税が軽減されます。

受け取る年金も公的年金控除の対象となります。

【窓口・問い合わせ先】

農業者年金のご相談は大洲市農業委員会事務局またはお近くの愛媛たいき農業協同組合まで。



農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします
ご興味のある方は大洲市農業委員会事務局まで

発行日： 毎週金曜日

購読料： 月額700円(税込・送料込)

相続登記が義務化！ あなたは大丈夫ですか？



すでに義務化は始まっています。

いま、亡くなった方の名義のままの農地が
所有者不明農地となって全国で大きな問題となっています。

かつて相続登記の申請は任意でしたが、法が改正され**令和6年4月1日**から相続登記の申請が義務化されました。

相続(遺言も含む)によって土地や建物を取得した人は、そのことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請を行わなければなりません。また、遺産分割が成立して土地や建物を取得した人も、この日から 3 年以内に、相続登記をしなければなりません。正当な理由なくこれを怠った場合は**最大 10 万円の過料**が科される場合があります。

なお、令和 6 年 4 月 1 日より前に相続している場合も、この日から 3 年以内に申請する義務があります。

時折、祖父母より以前の代から土地や建物の相続登記をしていないという話があります。そういった場合は相続人となる方が広がり、戸籍を遡るだけでも時間や費用がかかります。

相続登記の手続きやご相談は、お近くの法務局で行ってください。



なにをパトロールするの？

農地パトロールは、農地法の定めにより大洲市農業委員会が市内の農地について、きちんと農業が行われているか現地確認する業務のことで、利用状況調査ともいいます。(農地法第30条)

農地パトロールは通年で行っていますが、今年度は令和6年9月から令和7年1月にかけて重点実施中です。



遊休農地があったら……

農地であるにもかかわらず、現に農業が営まれておらず、かつ今後も営まれる見込みのないものと判断した農地、また、周辺の農地と比べて著しく生産性や耕作規模が劣っていると判断した農地のことを「遊休農地」といいます。

農地パトロールにより遊休農地があったときはその所有者等に対して今後どのように管理していくのか意向を伺います。これを利用意向調査といいます。(農地法第32条)

大洲市の遊休農地について

農地の全体面積	4,858.04ha
遊休農地面積	685.28ha
遊休農地割合	14.11%

(数字は令和5年度のもの)



農地が遊休化する原因は

こうした遊休農地が発生する原因は、農業者の高齢化や後継者・担い手の不足、鳥獣被害のほか近年の異常気象や農産物の需要の低下なども農地の遊休化につながっていると思われます。

もっとも、遊休農地をそのままにしておいてよいことにはなりません。食料の安定供給を妨げるだけでなく、野生動物や病害虫の生息場所となるなど周辺の農地にも多大な悪影響を及ぼすからです。



遊休農地を放っておくと……

特定の地域にある遊休農地は勧告を受ける場合があります。勧告を受けた農地の固定資産税は、通常の約1.8倍で課税される場合があります。

そのほか遊休農地から病害虫が発生するなど周辺の農地の支障となっている場合、市から支障をなくすよう措置命令に発展する場合があります。このとき措置に要する費用を負担することとなります。



農地パトロールの様子

大洲市賃借料情報(令和6年1月～12月)

農地法第52条の規定に基づき、一年間到大洲市で締結(公告)された農地の賃貸借における農地10aあたりの賃借料の水準について情報提供いたします。農地を賃貸借するときの参考としてご活用ください。

1 田の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大洲地域	9,300円	18,400円	3,400円	177
長浜地域	事例なし ※1			3
肱川地域	7,700円	9,400円	6,500円	6
河辺地域	事例なし ※1			0
全体平均	9,300円			

2 畑の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大洲地域	10,000円	15,000円	3,000円	88
長浜地域	6,900円	15,200円	3,200円	9
肱川地域	5,600円	8,300円	4,200円	7
河辺地域	事例なし ※1			0
全体平均	9,400円			

※1 集計した農地の筆数であるデータ数が、期間内で5件に満たない場合は「事例なし」としています。

※2 各地域および大洲市平均欄のデータは、特別な事情の下で取引されたものと推測されるデータ(平均値×70%プラス、マイナスを超えるもの)を除いています。

「のうぎょう川柳」結果発表!!



最優秀賞 1句 鋤を打ち 土の香りを 持ち帰る 上甲 壯一

(審査会からのコメント) 土の香りを持ち帰るという表現が巧みです。作業後の安らぎが伝わってきます。

優秀賞 3句 足比ベ 大根ぬいて 嫁笑う 育心
青虫に 名前を付ける 孫二人 和氣 清子
この畑 10年後には 誰作る 富永 恵一

たくさんのご応募ありがとうございました。入賞者には賞状および心ばかりの品を贈呈いたします。

大洲市農業委員会

申請書等各種様式は大洲市公式ホームページで検索してください
(<http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/nougyou/>)



事務局 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1 (別館1階)

電話(直通):(0893)24-1726, FAX:(0893)24-1132, E-mail:nougyouinkai@city.ozu.ehime.jp

長浜支所 〒799-3401 愛媛県大洲市長浜甲 480 番地の 3 (地域振興係)電話:(0893)52-1111

肱川支所 〒797-1504 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂 74 番地 (地域振興係)電話:(0893)34-2311

河辺支所 〒797-1601 愛媛県大洲市河辺町植松 548 番地 (地域振興係)電話:(0893)39-2111